

参照条文

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

（名称等の表示）

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはりつけて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ハからホまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

（雇入れ時等の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第二条第三号掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

一～八 （略）

2 （略）

第八十六条 別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれら的主要構造部分を変更しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における前条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 建設物又は他の機械等とあわせて別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第一項の規定による届出をしようとする場合にあつては、前条第一項に規定する届書及び書類の記載事項のうち前項に規定する届書又は書面若しくは図面等の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとすること。

- 二 別表第七の上欄に掲げる機械等のみについて法第八十八条第一項の規定による届出をする場合にあつては、前条第一項の規定は適用しないものとすること。

3 （略）

（計画の届出をすべき機械等）

第八十八条 法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等（同表の二十一の項の上欄に掲げる機械等にあつては放射線装置に限る。次項において同じ。）とする。

2 第八十六条第一項の規定は、別表第七の上欄に掲げる機械等について法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出をする場合に準用する。

3 特化則第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う特定化学設備等の設置については、法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定による届出は要しないものとする。

別表第二（第三十条関係）

| 物 | 含有量（重量パーセント） |
|---------------|--------------|
| (略) | (略) |
| 酸化プロピレン | 0.1パーセント未満 |
| (略) | (略) |
| 一・四ージクロロニーブテン | 0.1パーセント未満 |
| 一・一ジメチルヒドラジン | 0.1パーセント未満 |
| (略) | (略) |
| 一・三ープロパンスルトン | 0.1パーセント未満 |
| (略) | (略) |
| 備考 | (略) |

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

| 機械等の種類 | 事項 | 図面等 |
|---|--|--|
| 一～十六 （略） | (略) | (略) |
| 十七 令第九条の三 第二号の特定化学 設備（以下この項 において「特定化 学設備」という。） 及びその附属設備 | 一 特定第二類物質 (特化則第二条第一 項第三号に掲げる特 定第二類物質をい う。以下この項及び 次項において同じ。) 又は第三類物質（令 別表第三第三号に掲 げる物をいう。）を製 造し、又は取り扱う 業務の概要 二 主要構造部分の構 造の概要 三 附属設備の構造の 概要 | 一 周囲の状況及び四隣 との関係を示す図面 二 特定化学設備を設置 する建築物の構造 三 特定化学設備及びそ の附属設備の配置状況 を示す図面 四 局所排気装置が設置 されている場合にあつ ては、局所排気装置摘 要書（様式第二十五号） 五 プッシュブル型換氣 装置が設置されている 場合にあつてはプッシ ュブル型換気装置摘要 書（様式第二十六号） |
| 十八 特定第二類物 質又は特化則第二 条第一項第五号に 掲げる管理第二類 物質（以下この項 において「管理第 二類物質」とい う。）のガス、蒸気 又は粉じんが発散 する屋内作業場に 設ける発散抑制の 設備 | 一 特定第二類物質又 は管理第二類物質を 製造し、又は取り扱 う業務の概要 二 特定第二類物質又 は管理第二類物質の ガス、蒸気又は粉じ んの発散源を密閉す る設備にあつては、 密閉の方式、主要構 造部分の構造の概要 及びその機能 三 全体換気装置にあ つては、型式、主要 構造部分の構造の概 要及びその機能 | 一 周囲の状況及び四隣 との関係を示す図面 二 作業場所の全体を示 す図面 三 特定第二類物質又は 管理第二類物質のガ ス、蒸気又は粉じんの 発散源を密閉する設備 又は全体換気装置の図 面 四 局所排気装置が設置 されている場合にあつ ては、局所排気装置摘 要書（様式第二十五号） 五 プッシュブル型換氣 装置が設置されている 場合にあつてはプッシ ュブル型換気装置摘要 書（様式第二十六号） |
| 十九～二十 （略） | (略) | (略) |
| 二十の二 特化則第 三十八条の十七第 一項の一・三ープ タジエン等（以下 この項において 「一・三ープタジ エン等」という。） に係る発散抑制の 設備（屋外に設置 されるものを除く。） | 一 一・三ープタジエ ン等を製造し、若し くは取り扱う設備か ら試料を採取し、又 は当該設備の保守点 検を行う作業の概要 二 一・三ープタジエ ン等のガスの発散源 を密閉する設備にあ つては、密閉の方式、 主要構造部分の構造 の概要及びその機能 三 全体換気装置にあ つては、型式、主要 構造部分の構造の概 要及びその機能 | 一 周囲の状況及び四隣 との関係を示す図面 二 作業場所の全体を示 す図面 三 一・三ープタジエ ン等のガスの発散源を 密閉する設備又は全体 換気装置の図面 四 局所排気装置が設置 されている場合にあつ ては、局所排気装置摘 要書（様式第二十五号） 五 プッシュブル型換氣 装置が設置されている 場合にあつてはプッシ ュブル型換気装置摘要 書（様式第二十六号） |
| 二十の三 （略） | (略) | (略) |
| 二十の四 特化則第 三十八条の十九の 一・三ープロパン スルトン等（以下 この項において 「一・三ープロパン スルトン等」とい う。）を製造し、 又は取り扱う設備 及びその附属設備 | 一 一・三ープロパン スルトン等を製造し、 又は取り扱う業 務の概要 二 主要構造部分の構 造の概要 三 附属設備の構造の 概要 四 密閉の方式及び労 働者に当該物質を取 り扱わせるときは健 康障害防止の措置の 概要 | 一 周囲の状況及び四隣 との関係を示す図面 二 一・三ープロパンス ルトン等を製造し、又 は取り扱う設備を設置 する建築物の構造 三 一・三ープロパンス ルトン等を製造し、又 は取り扱う設備及びそ の附属設備の配置状況 を示す図面 四 一・三ープロパンス ルトン等を製造し、又 は取り扱う設備及びそ の附属設備の図面 |
| 二十一～二十五 (略) | (略) | (略) |